

仕 様 書

1	案件名称	第 27 回参議院議員通常選挙にかかる投票所資材搬送及び撤収業務																											
2	搬入作業 (日時)	<p>令和 7 年 7 月 17 日 (木) 午前 9 時 30 分出発</p> <p>※午前 9 時 00 分から積み込み作業を開始し、午前 9 時 30 分に出発すること。</p> <p>※もと御幸森小学校の搬入の際には、運動場内の芝生エリアに進入できないため、講堂南側付近から行うこと。</p> <p>また、建物内の扉や床等に損傷の恐れがある場合は、その部分について養生を行ったうえで搬入すること。</p> <p>養生の脱着に際しては、受注者は発注者の検査を受け、損傷の有無の確認を得るものとし、養生部分に損傷が認められた場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図ること。</p> <p>受注者は、発注者の検査確認後速やかに養生資材等の回収を行い、搬入場所に残置しないこと。</p>																											
3	搬送 予定物品	<p>別紙 1 のとおり</p> <p>ただし、多少の増減があるため、改めて指示する。</p>																											
4	班編成及び 使用車両	<p>2 班編成 (下表参照) で、生野区役所庁舎前から各小学校等に数回に分けて搬入すること。</p> <p>なお、各班とも作業員 3 名 (運転手 2 名を含む) を配置し、区役所職員 1 名が同乗する。また、搬送の際は、職員の指示に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f4a460;"> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 50%;">使 用 車 両</th> <th style="width: 40%;">用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 班</td> <td>2 t トラック (ショート)</td> <td>資材搬送用</td> </tr> <tr> <td>乗用車 (バン)</td> <td>人員・資材搬送用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 班</td> <td>2 t トラック (ロング)</td> <td>資材搬送用</td> </tr> <tr> <td>乗用車 (バン)</td> <td>人員・資材搬送用</td> </tr> </tbody> </table>	班	使 用 車 両	用 途	1 班	2 t トラック (ショート)	資材搬送用	乗用車 (バン)	人員・資材搬送用	2 班	2 t トラック (ロング)	資材搬送用	乗用車 (バン)	人員・資材搬送用														
班	使 用 車 両	用 途																											
1 班	2 t トラック (ショート)	資材搬送用																											
	乗用車 (バン)	人員・資材搬送用																											
2 班	2 t トラック (ロング)	資材搬送用																											
	乗用車 (バン)	人員・資材搬送用																											
5	搬送経路	<p>1 班</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 20%;">東桃谷</td> <td style="width: 10%;">⇒鶴橋</td> <td style="width: 10%;">⇒北鶴橋</td> <td style="width: 10%;">⇒御幸森</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>西生野</td> <td>⇒勝山</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>舍利寺</td> <td>⇒生野</td> <td>⇒林寺</td> <td>⇒生野南</td> </tr> </table> <p>2 班</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">D</td> <td style="width: 10%;">北巽</td> <td style="width: 10%;">⇒巽東</td> <td style="width: 10%;">⇒巽</td> <td style="width: 10%;">⇒巽南</td> <td style="width: 10%;">⇒田島</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>中川</td> <td>⇒東中川</td> <td>⇒東小路</td> <td>⇒小路</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ ただし、当日の状況によりルートを変更する場合がある。</p> <p>※ 投票所施設名および所在地詳細は別紙 2 のとおり。</p> <p>※ 搬送にかかる必要な通行禁止道路通行許可申請は、本市で行うため、搬送で使用する車両の自動車車検証 (写し) を搬入作業日の 14 日前までに提出すること。</p>	A	東桃谷	⇒鶴橋	⇒北鶴橋	⇒御幸森	B	西生野	⇒勝山			C	舍利寺	⇒生野	⇒林寺	⇒生野南	D	北巽	⇒巽東	⇒巽	⇒巽南	⇒田島	E	中川	⇒東中川	⇒東小路	⇒小路	
A	東桃谷	⇒鶴橋	⇒北鶴橋	⇒御幸森																									
B	西生野	⇒勝山																											
C	舍利寺	⇒生野	⇒林寺	⇒生野南																									
D	北巽	⇒巽東	⇒巽	⇒巽南	⇒田島																								
E	中川	⇒東中川	⇒東小路	⇒小路																									

<p>6 撤収作業 (日時)</p>	<p>選挙日に準ずる 例1) 令和7年7月20日(日)午後8時から 例2) 令和7年7月27日(日)午後8時から ※選挙日確定後別途連絡します。</p>
<p>7 撤収 予定物品</p>	<p>別紙3のとおり ただし、多少の増減があるため、改めて指示する。</p>
<p>8 撤収方法</p>	<p>撤収作業については、別紙4に基づき6班編成とし、各班とも資材搬送用の2tトラック1台と、ゴミ搬送用の軽トラック(幌付き)1台を配置すること。 なお、各班とも作業員3名(運転手2名を含む)を配置し、区役所職員1名が同乗する。 また、撤収の際は、次のとおり行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各車両は、撤収作業に行く1番目の小学校等に午後8時(時間厳守)には到着しておくこと。 ② 撤収作業開始時刻は、午後8時10分ごろ、区役所職員の指示のもと撤収作業に入ること。(指示があるまでは、絶対に投票所内に入らないこと。) ③ 1番目の小学校等の作業終了後、区役所職員とともに2番目以降の小学校等に向かうこと。 ④ 晴天・雨天にかかわらず、グラウンドを横切ることなくグラウンドの隅を回るように走行し、区役所職員の指示する場所へ駐車すること。 なお、もと御幸森小学校の運動場内の芝生エリアには進入しないこと。 ⑤ もと御幸森小学校の撤収に際しては、搬入時と同様に養生を行ったうえで撤収作業を行うこと。養生の脱着に際しては、受注者は発注者の検査を受け、損傷の有無の確認を得るものとし、養生部分に損傷が認められた場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図ること。受注者は、発注者の検査確認後速やかに養生資材等の回収を行い、撤収場所に残置しないこと。また、撤収作業終了後にモップ掛けを行うなど、清掃作業を行うこと。 ⑥ 学校等より借用している物品は、区役所職員の指示する場所に格納すること。 ⑦ 区役所より搬送している資材については、必要に応じて折りたたみ、箱詰めのうち、必ず数量を確認し撤収すること。 ⑧ 床に敷いてあるビニールシート(色はグレー)と、机等に貼ってあるビニールシートは折り畳んだうえで、撤収すること。 括束する必要がある場合は、養生用テープ(グリーン)で括束すること。また、講堂の床にガムテープかす等が残らないよう十分に注意すること。 未使用のビニールシートは、使用済みのものと明確に区分し持ち帰

	<p>ること。</p> <p>⑨ 区役所へ到着後、2 tトラックについては区役所正面から入り、区役所職員の指示に従い別紙5のとおり資材を格納すること。軽トラックについては、区役所東側ゴミ置き場へ回り、ゴミ袋、使用済みビニールシートを集積すること。</p> <p>⑩ 作業が完了したときは、区役所職員の確認を受けること。</p>
9 担当	生野区役所企画総務課 山野・田中 06-6715-9004
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施の結果、資材一覧に記載してある数量より多少増加しても、すべて請負人の負担で作業を完了させること。 ・ 投票用紙交付機の運搬・撤収については、特に取扱いに注意すること。また、資材の滅失・損傷その他の事故ならびに建物等の損傷で、請負人の責に帰すべき事由により生じた損害は、直ちに修理あるいは新品と取り替えること。 ・ 請負人は、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償補償法、その他の関係法規・諸規定を遵守すること。 ・ 見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積書を提出すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・ 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所企画総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市 請負者：請負事業者）

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

搬送する投票所器材一覧表

	投票箱	記載台	車いす用記載台	投票用紙自動交付機	標札枠	ビニールシート (30m巻・グレー)	ビニールシート (30m巻・机腰巻 用・白色)	ビニールシート (余り・グレー)	ポール	名簿対照用つい立 用紙交付用つい立 (紙袋入り)	車いす	開封機	とらロープ(紙袋入り)	収納ボックス	コードリール	クリップスタンド	吸殻用バケツ	投光機	扇風機	仮設スロープ	お茶(2L×6本)	水(2L×6本)	ポット
単位	箱	台	台	台	個	本	本	本	箱	袋	台	台	袋	個	台	本	個	台	台	個	箱	箱	台
北鶴橋	2	10	2	2	2	9	1	0	0	1	1	0	1	1	2	3	1	0	1	0	1	0	0
鶴橋	2	10	2	2	2	11	1	0	0	1	1	0	1	1	1	3	1	0	1	0	1	0	0
御幸森	2	8	2	2	2	17	1	0	0	1	1	0	1	1	1	3	1	0	1	0	1	1	1
東桃谷	2	10	2	2	2	8	1	0	0	1	1	1	2	1	1	3	1	0	1	0	1	0	0
勝山	2	10	2	2	2	11	1	0	0	1	1	0	1	1	1	3	1	0	1	0	1	0	0
舍利寺	2	10	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	1	1	1	5	1	0	1	0	1	1	0
西生野	2	10	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	1	1	3	5	1	2	1	0	1	0	0
生野	2	10	2	2	2	12	1	0	0	1	1	0	2	1	1	7	1	0	1	0	1	1	0
林寺	2	8	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	1	1	4	5	1	0	1	0	1	1	0
田島	2	8	2	2	2	12	1	0	0	1	1	0	1	1	2	3	1	0	1	0	1	1	0
生野南	2	10	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	1	1	2	3	1	0	1	1	1	1	1
中川	2	10	2	2	2	11	1	0	0	1	1	0	1	1	1	3	1	0	1	0	1	0	0
東中川	2	14	2	2	2	14	1	0	0	1	1	0	4	1	4	6	1	2	1	0	1	0	0
小路	2	10	2	2	2	13	1	0	0	1	1	0	1	1	4	3	1	2	1	0	1	0	0
東小路	2	10	2	2	2	14	1	0	0	1	1	0	2	1	3	3	1	0	1	0	1	0	0
巽	2	10	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	3	1	3	3	1	0	1	1	1	0	0
巽東	2	10	2	2	2	10	1	0	0	1	1	0	1	1	2	3	1	0	1	0	1	0	0
巽南	2	10	2	2	2	9	1	0	0	1	1	0	1	1	2	6	1	0	1	0	1	0	0
北巽	2	10	2	2	2	8	1	0	0	1	1	0	1	1	1	5	1	0	1	0	1	0	0
計	38	188	38	38	38	209	19	0	0	19	19	1	27	19	39	75	19	6	19	2	19	6	2

※ で網掛けしている物品は、投票所名を記入していますので、必ず当該投票所のものであるか確認の上、搬送してください。

※ 集積場所は、当日変更されることも考えられますので、職員の指示に従ってください。

投票所施設名および所在地一覧

投票所名	投票所 施設名	投票所 所在地
北鶴橋	大阪市立北鶴橋小学校	大阪市生野区鶴橋3丁目4番50号
鶴橋	大阪市立鶴橋小学校	大阪市生野区桃谷2丁目20番32号
御幸森	いくのコーライズパーク (もと御幸森小学校)	大阪市生野区桃谷5丁目5番37号
東桃谷	大阪市立東桃谷小学校	大阪市生野区勝山北3丁目7番21号
勝山	大阪市立勝山小学校	大阪市生野区勝山南1丁目3番5号
舍利寺	もと舍利寺小学校	大阪市生野区勝山南4丁目15番25号
西生野	大阪市立義務教育学校 生野未来学園	大阪市生野区生野西3丁目5番40号
生野	ワン・ワールド・インターナショナルスクール大阪 (もと生野小学校)	大阪市生野区舍利寺3丁目1番39号
林寺	アブロードインターナショナルスクール大阪校 (もと林寺小学校)	大阪市生野区林寺2丁目14番3号
田島	田島南小中一貫校第二校地(もと田島小学校)	大阪市生野区田島3丁目7番38号
生野南	大阪自動車整備専門学校 (もと生野南小学校)	大阪市生野区林寺6丁目6番7号
中川	大阪市立大池小学校	大阪市生野区中川3丁目4番3号
東中川	大阪市立東中川小学校	大阪市生野区新今里7丁目14番37号
小路	大阪市立小路小学校	大阪市生野区小路2丁目24番40号
東小路	大阪市立東小路小学校	大阪市生野区小路東3丁目8番15号
巽	大阪市立巽小学校	大阪市生野区巽中3丁目12番5号
巽東	大阪市立巽東小学校	大阪市生野区巽東3丁目8番13号
巽南	大阪市立巽南小学校	大阪市生野区巽南2丁目10番7号
北巽	大阪市立北巽小学校	大阪市生野区巽北1丁目30番29号

「第27回参議院議員通常選挙」 撤 収 す る 投 票 所 器 材 一 覧 表 令和7年7月20日執行予定

	B1F選挙倉庫	B1F選挙倉庫	B1F選挙倉庫	B1F選挙倉庫	B1F選挙倉庫	B1F選挙倉庫	B1F受水槽室	B1F送風機械室	B1F受水槽室	B1大型備品倉庫	6階倉庫(給湯室奥)	6階大会議室	6階大会議室	6階大会議室	6階大会議室	6階大会議室	6階大会議室	6階大会議室	普通ごみ置場	普通ごみ置場	資源ごみ置場	
	記 載 台	車 い す 用 記 載 台	開 封 機	吸 殻 用 バ ケ ツ	と ら ロ ー プ	投 光 機	扇 風 機	車 い す	ビ ニ ール シ ー ト (未使用分)	仮 設 ス ロ ー プ	ス タ リ ッ プ	自 動 交 付 機	名 簿 対 照 用 紙 つ い 立 (紙袋入り)	ラ ミ ネ ー ト (紙袋入り)	収 納 ポ ツ ク ス	標 札 枠	コ ー ド リ ー ル	ポ ー ル	ポ ツ ト	ご み	本 部 弁 当 ご み	ビ ニ ール シ ー ト 使 用 済
サイズ (cm)	100x40x10	80x50x10	55x45x40	18ℓ	紙袋	30x15x20	130×80×80	折りたたみ型	長さ92cmのロール		高さ140cm	40x35x20	紙袋	紙袋	75x37x32	108x45x5	直径3.5cm	箱				
北鶴橋	10	2	0	1	1	0	1	1	各投票所2〜3本	0	3	2	1	1	1	2	2	0	0	1号車	各投票所3袋程度	150〜200m程度
御幸森	8	2	0	1	1	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	1	0	1			
鶴橋	10	2	0	1	1	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	1	0	0			
東桃谷	10	2	1	1	2	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	1	0	0			
勝山	10	2	0	1	1	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	1	0	0			
西生野	10	2	0	1	1	2	1	1		0	5	2	1	1	1	2	3	0	0			
生野	10	2	0	1	1	0	1	1		0	7	2	1	1	1	2	1	0	0	2号車		
林寺	8	2	0	1	2	0	1	1		0	5	2	1	1	1	2	4	0	0			
生野南	10	2	0	1	1	0	1	1		1	3	2	1	1	1	2	2	0	1	3号車		
舎利寺	10	2	0	1	1	0	1	1		0	5	2	1	1	1	2	1	0	0			
田島	8	2	0	1	1	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	2	0	0	4号車		
北巽	10	2	0	1	1	0	1	1		0	5	2	1	1	1	2	1	0	0			
中川	10	2	0	1	4	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	1	0	0	5号車		
東中川	14	2	0	1	1	2	1	1		0	6	2	1	1	1	2	4	0	0			
小路	10	2	0	1	2	2	1	1		0	3	2	1	1	1	2	4	0	0	6号車		
東小路	10	2	0	1	3	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	3	0	0			
巽東	10	2	0	1	1	0	1	1		0	3	2	1	1	1	2	2	0	0	6号車		
巽	10	2	0	1	1	0	1	1		1	3	2	1	1	1	2	3	0	0			
巽南	10	2	0	1	1	0	1	1	0	6	2	1	1	1	2	2	0	0				
計	188	38	1	19	27	6	19	19	2	75	38	19	19	19	38	39	0	2				

撤収作業車両割当表

各班は2トントラック1台と軽トラック（幌付き）1台で構成する

	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目
1 号車	<北鶴橋投票所> 北鶴橋小学校	<御幸森投票所> いくのコーライズ パーク（もと御幸森 小学校）	<鶴橋投票所> 鶴橋小学校	<東桃谷投票所> 東桃谷小学校
2 号車	<勝山投票所> 勝山小学校	<西生野投票所> 義務教育学校生野未 来学園（もと西生野 小学校）	<生野投票所> もと生野小学校	
3 号車	<林寺投票所> もと林寺小学校	<生野南投票所> もと生野南小学校	<舍利寺投票所> もと舍利寺小学校	
4 号車	<田島投票所> 田島南小中一貫校第 二校地（もと田島小 学校）	<北巽投票所> 北巽小学校	<中川投票所> 大池小学校	
5 号車	<小路投票所> 小路小学校	<東小路投票所> 東小路小学校	<東中川投票所> 東中川小学校	
6 号車	<巽東投票所> 巽東小学校	<巽投票所> 巽小学校	<巽南投票所> 巽南小学校	

撤収した物品の格納場所

格納場所 (生野区役所内)		格納する物品
地下1階倉庫	選挙倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載台 ● 車いす用記載台 ● 開封機 ● とらロープ（紙袋） ● 吸殻用バケツ ● 投光機
	受水槽室	<ul style="list-style-type: none"> ● 扇風機 ● 未使用分のビニールシート（ロール状のもの） ● 仮設スロープ
	送風機械室	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす
	大型備品倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ● 投票用紙自動交付機
5階 502・503会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● ラミネート（紙袋入り） ● 名簿対照用・用紙交付用つい立て（紙袋入り） ● 収納ボックス ● 標札枠 ● コードリール ● ポット 	
6階 倉庫(給湯室奥)	<ul style="list-style-type: none"> ● クリップスタンド 	
区役所東側ごみ置き場	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミ袋・ 普通ごみ置き場 ● 本部弁当ごみ・ 普通ごみ置き場 ● 使用済みビニールシート ・資源ごみ置き場 	

※区役所職員が指示する場所に格納すること。

※未使用のビニールシートと、使用済みのビニールシートは格納場所が異なるので、撤収の際に明確に区分して回収すること。